

■ご旅行条件書 要約

お申し込みの際には、必ず旅行条件書（全文）をご確認いただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

旅行条件書（全文）はこちらよりご確認ください。【<http://www.jtb.co.jp/operate/jyoken/>】

（宿泊・観光）

●募集型企画旅行契約

この旅行は(株)JTB 東北法人営業福島支店 〒960-8035 福島市本町5-26(本町本田ビル1階) 観光庁長官旅行業登録旅行業第1573号（以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

(1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、お申し込みください。

(2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。但し、本契約に関しましては、後日送付する請求書に基づく旅行代金のお振込が完了した時点で、旅行契約が成立したものとします。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前（もしくは当社が指定する期日までに）にお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される場合は、上記「7. 変更・取消方法のご案内」に記載の金額を取消料として申し受けます。

●旅行代金に含まれるもの

各旅行日程およびご案内に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、及び消費税等諸税

これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

（コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。）

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

・死亡補償金：1500万円 ・入院見舞金：2～20万円 ・通院見舞金：1～5万円

・携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円（但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。）

身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。＜免責事項＞

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件にお申し込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

- (1) 契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき（e-mail等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様の到達したとき）とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知して頂きます。
- (2) 「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。（但し、成立日が旅行開始前日から14日目にあたる日より前の場合は「14日目（休業日にあたる場合は翌営業日）」とします。）また取消料のカードの利用日は「契約解除依頼日」とします。（但し、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日間以内をカード利用日として払い戻します。）
- (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●国内旅行保険への加入について

旅行先において、病気・けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については、お問合せください。

●事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込個所にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

●個人情報の取扱について

当社は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び、それらのサービス受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。また、大会運営に伴い大会主催事務局へ情報を提出し利用させていただきます。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2013年11月30日現在を基準としています。又、旅行代金は2013年11月30日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

(航空券・JR団体乗車券・練習会場)

●手配旅行契約

「手配旅行契約」(以下、単に「契約」といいます。)とは当社がおお客様の依頼により、旅行サービスの提供を受けることができるようにすることを引き受ける契約をいいます。

尚、この条件取引書は旅行業法第12条2による旅行条件説明書面であり、この書面は旅行契約が成立した場合契約書面の一部となります。また旅行条件は下記によるほか、当社旅行業約款手配旅行契約の部によります。

●お申込方法及び契約の成立時期

旅行契約(手配旅行契約)は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。但し、本契約に関しましては、お申込手続きとご旅行代金のご入金が完了した時点で、旅行契約が成立したものとします。

●旅行業務取扱料金

当社は、お客様のご旅行に伴ってお引受けする日程表・見積書の作成や必要な予約の手配・変更・取消・クーポン券類の発券によるご予約を当社の責任において確認し、クーポンを発券すること)などに対して、旅行業務取扱料金を申し受けます。

●ご旅行代金とそのお支払い時期

航空券代金はご旅行開始前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。

●払戻・取消料

旅行契約設立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、別途取消料を申し受けます。

・航空券を払戻す場合、1枚につき420円(消費税込)の払戻手数料を申し受けます。

・座席予約済の航空券を払戻す場合、取消時刻により払戻手数料に加え、各航空会社の定めた約款、規定による取消手数料を申し受けます。詳しくは係員にお尋ね下さい。

注1:取消は、お申込店の営業時間内にお申し出ください。

注2:一部、割引運賃については別途定められています。詳しくは係員にお尋ねください。

旅行企画・実施 株式会社JTB東北 法人営業福島支店
観光庁長官旅行業登録旅行業第1573号
一般社団法人 日本旅行業協会正会員
〒960-8035 福島県福島市本町5-26(本町本田ビル1階)
TEL 024-523-3314/FAX 024-522-2980
総合旅行業務取扱管理者 : 渡辺 正樹

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引責任者です。ご契約に関し担当者からのご説明に不明の点がありましたら、ご遠慮なく上記旅行業務取扱管理者にご質問ください。